

「食品表示連絡会議の設置について」（案）

平成20年 2月15日制定
平成21年 9月30日改定
平成26年 6月27日改定
平成27年10月27日改定
平成28年 8月31日改定
平成29年 9月12日改定
令和 2年11月27日改定
令和 5年10月26日改定
令和 6年10月22日改定
関係省庁申合せ

- 1 不適正な食品表示に関して、問題のある事業者に対する、食品表示に関連する法律に基づく処分等必要な対応が、迅速かつ円滑に実施されるよう、食品表示連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。
- 2 連絡会議の構成は、別紙1のとおりとする。ただし、連絡会議は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
- 3 連絡会議においては、以下の事項について協議することとする。
 - （1）不適正な食品表示に関する監視を強化するため、関係する都道府県等と国の出先機関との間で設置する「食品表示監視協議会」の効果的な運営
 - （2）食品表示に関する国民からの情報提供、意見等に対する関係省庁間の連絡体制の整備
 - （3）その他食品表示の適正化を推進するために必要な事項
- 4 連絡会議の運営の円滑を図るため、連絡会議に幹事会を設置することとし、その構成員は、関係行政機関の職員で連絡会議の指名する官職にある者とする。
- 5 連絡会議は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。
- 6 連絡会議の庶務は、別紙2の関係課の職員の協力を得て、消費者庁食品表示課において処理する。

7 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、連絡会議が定める。

(別紙 1)

食品表示連絡会議構成員

構成員

座長 消費者庁次長

(座長代理) 消費者庁審議官 (食品担当)

消費者庁審議官 (景品表示法担当)

警察庁生活安全局長

国税庁長官官房審議官

農林水産省消費・安全局長

オブザーバー 厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長

(別紙 2)

食品表示連絡会議関係課 (室)

消費者庁食品表示課 (食品表示対策室)

消費者庁表示対策課

警察庁生活安全局生活経済対策管理官

国税庁課税部酒税課

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課 (米穀流通・食品
表示監視室)

令和 6 年 4 月 1 日に消費者庁の組織再編が行われたこと等により改正する。

新	旧
6 連絡会議の庶務は、別紙 2 の関係課の職員が共同して処理する。	6 連絡会議の庶務は、別紙 2 の関係課の職員の協力を得て、消費者庁食品表示課において処理する。

○食品表示連絡会議構成員（別紙 1 関係）

新	旧
<u>座長</u> 消費者庁次長 <u>（座長代理）消費者庁審議官（食品担当）</u> <u>消費者庁審議官（景品表示法担当）</u>	消費者庁次長

○食品表示連絡会議関係課（室）（別紙 2 関係）

新	旧
消費者庁 <u>食品表示課</u> （食品表示対策室） 消費者庁 <u>表示対策課</u>	消費者庁 <u>表示対策課</u> （食品表示対策室） 消費者庁 <u>食品表示企画課</u>